

防災対策について

令和6年11月21日

総務省消防庁 国民保護・防災部
防災課長 田中 昇治

令和6年能登半島地震

被害の状況

※消防庁とりまとめ報第96報（令和6年4月26日14時00分現在）及び非常災害対策本部令和6年能登半島地震に係る被害状況等について（令和6年4月23日14時00分現在）より

- 令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源としたマグニチュード7.6の地震が発生し、志賀町及び輪島市で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町及び能登町で震度6強を観測した。
- この地震により、石川県能登に大津波警報が発表されたほか、山形県から兵庫県北部にかけて津波警報が発表され、輪島港において1.2m以上の津波などを観測した。
- 石川県ほか5県において、配水管破損等により最大で合計約13.6万戸が断水となった、ほか、土砂崩れ、道路段差等の発生により、高速道路1路線1区間、国道40区間、都道府県道等3県145区間が通行止めとなった。

【被害状況】

都道府県	人的被害						住家被害					
	死者	行方不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	合計
			重傷	軽傷	小計							
人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
新潟県			5	44	49	49	105	2,992		14	19,589	22,700
富山県			3	44	47	47	242	730			16,723	17,695
石川県	245	3	320	876	1,196	1,444	8,181	15,674	6	5	54,517	78,383
福井県				6	6	6		12			579	591
長野県											18	18
岐阜県				1	1	1						
愛知県				1	1	1						
大阪府				5	5	5						
兵庫県				2	2	2						
合計	245	3	328	979	1,307	1,555	8,528	19,408	6	19	91,426	119,387



1月1日、輪島市河井町において、奥能登広域圏事務組合消防本部の消防隊が、地元の輪島市消防団と連携し、消火活動を実施



1月2日、輪島市門前町において、輪島市消防団が、道路の亀裂部分に土嚢を埋め、通行を可能とする応急対策を実施

緊急消防援助隊の活動

1 出動状況

- 消防庁長官の出動の求め及び消防庁長官の出動指示に基づき、1都2府18県からの緊急消防援助隊の出動を要請した。

2 活動規模

対応機関	救助人数	搬送人数
①地元消防機関等	140人	1,923人
②緊急消防援助隊等	295人	1,577人
合計	435人	3,500人

3 主な活動状況

- 緊急消防援助隊や地元消防本部等、延べ6万人程度が消火、救助、救急活動などに全力で取り組むとともに、高齢者の搬送や地元消防本部の活動支援も実施。
- 令和6年4月12日14時時点で、消防全体として、435名を救助、3,500名を救急搬送

地元消防本部の活動

- 被災した市町の消防本部では、主に以下のような活動を実施
 - ・地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動
 - ・消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
 - ・医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
 - ・消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送



令和6年能登半島地震における消防機関等の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

- 1/1 16:10 震度7 (石川県輪島市、志賀町)
- 16:30 消防庁長官から緊急消防援助隊出動の求め
- 17:30 消防庁長官から5府県※に対し出動の指示
(※愛知県、京都府、大阪府、岐阜県、富山県)
- 17:32 富山県防災ヘリにより情報収集活動を実施

その後も、消防庁長官の出動指示を適宜適切に行い、発災翌日から現地では2,000名を超える規模の部隊を展開 (部隊を入れ替えながら2月21日まで52日間にわたって活動し、延べ約5万9千人が出動)

〔出動指示を受けた21都府県〕

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県

※消防防災ヘリは最大22機体制で運用

消防活動の概要

〔消火活動〕

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

〔救助・捜索活動〕

- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

〔救急活動〕

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送
- 〔その他〕
- 消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送
- 消防庁職員による火災原因調査

救助・救急活動の実績 (1月1日の地震発生後から3月5日までの累計)

- 緊急消防援助隊や地元消防本部等、延べ7万人程度が消火、救助、救急活動などに全力で取り組むとともに、高齢者の搬送や地元消防本部の活動支援も実施。
- これまでに、消防全体として、435名を救助、3,500名を救急搬送

対応機関	救助人数	搬送人数
① 地元消防機関	140人	1,923人
② 緊急消防援助隊等	295人	1,577人
合計	435人	3,500人



1月1日、輪島市河井町において、奥能登広域圏事務組合消防本部の消防隊が、地元の輪島市消防団と連携し、消火活動を実施



1月2日、輪島市門前町において、輪島市消防団が、道路の亀裂部分に土嚢を埋め、通行を可能とする応急対策を実施



1月6日、緊急消防援助隊京都府大隊が、珠洲市内において、DMAT等と連携して、倒壊した建物内女性(90代)を発災から124時間ぶりに救出し搬送



1月15日、緊急消防援助隊三重県大隊が、DMAT等と連携して、輪島市の高齢者施設入居者を搬送(自衛隊ヘリに引き継ぎ)



1月16日、緊急消防援助隊大阪府大隊が、消防用水確保のため輪島市立河井小学校プールに給水活動を実施



1月19日、緊急消防援助隊京都府大隊が、高齢者施設の入居者を消防ヘリコプターで金沢市内の病院へ搬送

令和6年9月20日からの大雨による消防機関の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

9/21 午前 石川県能登で線状降水帯発生、大雨特別警報発表
 13:08 石川県知事から緊急消防援助隊の応援の要請
 13:12 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め
 15:05 統括指揮支援隊（名古屋市消防局）が石川県庁に到着し、活動開始

※ 10府県から、最大600人規模の緊急消防援助隊が出動
 （10月1日現在、輪島市において66隊275人活動中）

〔出動の求めを受けた10府県〕（9月30日現在）

埼玉県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府

※ 消防防災ヘリは最大7機体制で運用

消防活動の概要（10月1日 8時00分時点）

地元消防本部・消防団による活動のほか、緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊が自衛隊・警察等関係機関と連携し、以下の活動を実施。

- 土砂流入現場・家屋流出現場からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助・救急活動
- 消防防災ヘリも動員した広範囲での安否不明者の捜索活動や孤立集落への物資搬送

救助・救急活動の実績（10月1日 8時00分時点）

地元消防本部、緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊が救助・救急活動などに全力で取り組み、これまでに、**220人を救助、82人を救急搬送**

対応機関	救助人数	搬送人数
①地元消防本部	72人	26人
②緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊	148人	56人
合計	220人	82人



9月22日、輪島市門前町において、緊急消防援助隊の愛知県隊が、中屋トンネルの土砂流入現場で救助活動を実施



9月22日、輪島市町野町において、富山県防災ヘリが、浸水した建物からの救助活動を実施



9月23日、輪島市久手川町において、緊急消防援助隊の大阪府隊が、孤立地域からの救助活動を実施



9月23日、輪島市久手川町において、緊急消防援助隊の岐阜県隊、愛知県隊、滋賀県隊、大阪府隊が、塚田川の家屋流出現場で救助活動を実施



9月23日、珠州市大谷町において、緊急消防援助隊の富山県隊、福井県隊が、がけ崩れ現場で救助活動を実施



9月23日、輪島市大澤町において、京都市消防ヘリ（消防庁ヘリ）が救助活動を実施

令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート(概要)

○政府の災害応急対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の対策に反映することを目的に点検。
○今後、中央防災会議の下に、自治体、有識者等の参画を得て災害対応を総合的に検討するワーキンググループを立ち上げ、さらに検討を深化。

被災地等の特徴

- | | | | | | |
|--------------|--|--------------|---|--------------|--|
| 地理的特徴 | ・日本海側最大の半島。低平地は非常に乏しい
・半島先端部は金沢市から道路距離で約140km | 社会的特徴 | ・全国と比べて、高齢化率が高く、耐震化率が低い
（高齢化率：約44%
耐震化率：珠洲市51%、輪島市42%）
・アクセスルートが限られている | 季節的特徴 | ・元日の夕方の発災。被災者には帰省者も見られた。
・厳冬期であり、最低気温が氷点下となる日も見られた。 |
|--------------|--|--------------|---|--------------|--|

半島特性などによる災害対応上の課題等

- 状況把握の困難性 ○進入・活動の困難性 ○過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在 ○支援活動拠点の確保困難性 ○積雪寒冷対策の必要性 ○インフラ・ライフラインの復旧に時間を要したこと等に伴う影響

能登半島地震の特徴を踏まえた教訓と今後の災害対応(主な取組)

被災地の情報収集及び進入方策

- 【情報共有・一元化】**
(被害情報の収集・集約・分析)
○ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集。特に夜間においてはヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用。
(交通状況の把握)
○ITSスポット等の最新の機材を配備することによる効率的な交通状況の把握方法を検討するとともに、衛星データや民間カーナビ情報を用いて交通状況の把握体制を強化。
(情報共有システムの活用)
○新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用し、各種情報を位置情報と結びつけるとともに、避難所や通行可能な道路等の現場の情報リアルタイムで共有できる体制を構築。

【被災地への進入方策】

- 自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送等が円滑に行えるよう、平時から、関係機関相互の連携体制構築や連携訓練を実施。

自治体支援

【支援者の活動環境の確保】

- 自治体の受援計画の作成など、受援体制構築を促進。
○派遣隊員の自活に備えた寝袋、食料等の装備品等の充実。



【自治体の災害対応の見える化】

- 発災後の各フェーズに応じた、様々な災害対応業務のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きを作成。

【災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用】

- 災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、キッチンカー、ランドリーカー等について、平時から登録・データベース化する等、ニーズに応じて迅速に提供する仕組みを検討。

避難所運営

【避難生活に必要な備蓄】

- 大規模災害時は、物資調達・輸送が平常時のように出来ず、プッシュ型支援が届く発災後3日目までは備蓄での対応が必要。市町村において指定避難所や物資拠点等に最低限必要な備蓄を確保するとともに、都道府県において市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保。

【避難所の開設】

- 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、指針やガイドラインに反映。
○発災後の速やかな物資調達が可能なるよう、自治体と民間事業者との協定締結を促進。
○避難所開設に備えた自治体の物資・資機材等の準備状況を、国が確認し公表することを検討。

【断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保】

- プッシュ型支援の調達品目の更なる充実を検討。
○温かい食事の提供のため、大型ガス設備や燃料、調理設備等の自治体の備蓄を促進。
○自治体と炊き出しや食品の供給を行うNPOや関係事業者等との協定締結などを促進。
○キッチンカーについて、登録・データベース化する等の仕組みを検討。
○自治体による、携帯トイレ・簡易トイレ備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保等のための協定締結等を促進。
○「災害時のトイレ確保・管理計画」の作成を促進。
○国の公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達ができる環境を整備。
○高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方整備局等におけるトイレカーの導入等を検討。

【医療支援・福祉的支援・災害時のリハビリテーションの実施】

- 福祉的支援の強化を検討。災害関係制度における「福祉」の位置付けを検討。専門家派遣による医療・福祉的対応の充実等を検討。

【2次避難の実施】

- 2次避難を行うべき場合や対象者について国で考え方を整理し自治体に周知。
○自治体とホテル・旅館等や福祉施設等とが連携協定を締結するなど、平時から取り組むための方策の検討や、マニュアルの整備等を実施。

物資調達・輸送



- 自治体による、防災井戸等の分散型の生活用水確保を促進。
○洗濯キットの備蓄、水循環型シャワー等の新技術の活用検討など、多様な方法での準備を促進。

【被災状況下における限られたアクセスルートでの輸送】

- 物資拠点での物資受入、搬送計画の策定、搬送等の業務について、民間委託がスムーズにできるよう、物流事業者との災害連携協定の締結を促進。

【システムを活用した物資支援】

- 訓練等で操作方法等の習熟を促進。入力が煩雑等の課題を次期システムの開発時に検討し、改善を実施。



横断的 事項等

- 【現地対策本部】 ○現地派遣の可能性がある者を、出身地域等も踏まえたリスト化。現地派遣の可能性がある者も参加した上で定期的な訓練や勉強会等を実施。
【専門ボランティア等との連携】 ○平時から専門ボランティア団体や中間支援組織であるNPO等との連携体制を構築しておく方策を検討。

有効な 新技術・方策 の活用

災害 対応策の 強化

- 被災状況等の把握(ドローン、SAR衛星等)
○被災地進入策の強化(小型軽量化等の特殊車両・資機材、民間の特殊走行技術等)
○被災地域での活動の円滑化(無人ロボット、施設操作の遠隔化・自動化等)
○支援者の活動環境の充実(携帯品整備、エアマット等)

避難所等の 生活環境の 向上

- 水・電力・通信の確保、保健・医療・福祉の充実(水循環型シャワー、衛星インターネット、HAPS等)
○災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用(トイレカー、トレーラーハウス、医療コンテナ等)
○地域の防犯対策の充実(防犯カメラ、ドローン等)
○情報の共有・一元化(各システムの充実、システム間の連携強化等)

「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」【概要】

(令和6年7月12日付消防庁次長通知)

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の対応について、政府の「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」や消防庁の「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」における検証等を踏まえて、都道府県、市町村や消防本部において推進すべき事項を通知するもの。

○ 輪島市大規模火災を踏まえた火災予防、消防活動等の消防防災対策の強化

- ・ 震災時の木造密集地域及び津波時の浸水想定区域での消防活動について勘案した計画の策定等の促進
- ・ 気象台との連携体制の構築、海面監視カメラや津波監視情報の積極的な活用による、津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集等の促進
- ・ 消防水利の確保が困難である場合等における消火方策のための空中消火計画の策定等の推進
- ・ 火災の早期覚知、情報収集のためのドローンや高所監視カメラ等の整備促進
- ・ 消防署等、消防施設の耐震化・機能維持
- ・ 耐震性貯水槽の設置促進や無限水利の活用による消防水利の確保
- ・ 住宅用消火器等の普及促進、まちぐるみでの防災訓練や防災教育による地域における火災予防の推進
- ・ 感震ブレーカー等の普及促進による大規模地震時の電気火災対策

○ 緊急消防援助隊の迅速な進出と効果的な活動に向けた体制強化

- ・ 小型車両の整備の促進及び大型車両と小型車両を組み合わせた部隊編成等による応援部隊の被災地への迅速な進出
- ・ 自衛隊等の関係機関との一層の連携強化
- ・ ヘリコプターによる迅速で効果的な救助活動等のための航空運用調整の強化
- ・ 過酷な活動内容を踏まえた処遇改善や資機材の配備等による活動環境の整備

○ 災害時の通信体制の強化

- ・ 確実な情報の伝達に向けた住民への災害情報伝達手段の多重化
- ・ 消防防災分野の通信基盤の強化
- ・ 要救助者の携帯電話位置情報の積極的な活用



海水利用型消防水利システム（スーパーボンバー）



高機能エアートント



消防団における小型車両の例



○ 大規模災害等に備えた消防団の更なる充実強化

- ・ 消防団拠点施設（詰所）の耐震強化、機動性の高い小型車両や小型化・軽量化された救助用資機材等の整備による施設・装備等の充実
- ・ 実践的な教育訓練体制の充実や多様な主体との連携促進等による活動体制の充実強化
- ・ 消防団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくり等による団員確保に向けた更なる取組の推進

○ 避難所の開設・運営及び良好な生活環境の確保

- ・ 市町村における平時からの、避難所の組織体制や環境の整備や十分な備蓄確保に向けた積極的な取組の推進
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けたトイレカー等の整備等の推進

○ その他

【地方公共団体における受援体制の構築と防災訓練の実施】

- ・ 受援計画作成や広域的応援・受援訓練の実施を通じた受援体制の構築
- ・ 地域の支援者との連携を強化した訓練など地域の実情に応じた訓練や実践的な訓練の実施

【災害対応の手段としてのドローンの活用の推進】

- ・ 自動航行型ドローンの整備促進や物資輸送等に必要の準備の検討による災害対策の手段としてのドローンの活用の推進

【官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進】

- ・ 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）等による研究開発への参画及び災害上有効と認められる新技術の積極的な導入

【死者、行方不明者及び災害関連死の数値情報】

- ・ 公表数値に誤り等が生じないよう、集計の考え方を記載した消防庁通知の理解促進

令和7年度 消防庁の主な取組事項

- 近年の災害の多様化・激甚化・頻発化により、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性を増しており、消防の果たす役割は益々増大。
- 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化、緊急消防援助隊の充実強化、消防団や自主防災組織等の充実強化、消防防災分野のDXの推進、自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化など、消防防災力の充実強化に取り組んでいく必要。

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、**緊急消防援助隊**の充実強化のため、**小型・軽量化された車両・資機材**や**無人走行放水ロボット**等の整備
- 能登半島地震を踏まえ、**消防団の災害対応能力の向上を図る取組の重点的な支援**や、**機動性の高い小型車両**を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付を実施するとともに、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える**小型・軽量化された救助用資機材**等の整備を推進
- 能登半島地震の検証を踏まえた**新技術の研究開発**を推進するため、競争的研究費等により、官民連携による**革新的技術の実用化**に向けた研究開発を推進

2. 緊急消防援助隊の充実強化

- 能登半島地震の教訓も踏まえ、大規模災害・特殊災害等に対応する**緊急消防援助隊**の充実強化のための**車両・資機材の整備**
- 緊急消防援助隊の技術・連携活動能力の向上を目的に開催する**全国合同訓練**の令和8年度実施に向けた設計・計画や訓練実施場所の整備等を実施

3. 常備消防等の充実強化

- 消防力の維持・強化を図るための消防の広域化及び連携協力の推進や、住民生活の安心・安全を守るための消防防災施設の整備を促進
- 救急安心センター（#7119）の全国展開の推進や救助技術の高度化など救急・救助体制の確保や、ドローンのより高度な運用が可能なる人材を育成

4. 消防団や自主防災組織等の充実強化

- 資格等取得環境の整備やデジタル技術の活用促進等のほか、企業等における**従業員の入団促進を図る取組**や**女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援**するなど**消防団の充実強化につながるモデル事業の推進**や、**自治体等と連携した各種広報活動の充実強化**
- 消防団員へのドローン操縦訓練やドローンにより収集した映像情報による災害対応講習による災害対応の高度化推進
- 能登半島地震を踏まえ、**機動性の高い小型車両**を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付（再掲）や、**救助用資機材等の整備に対する補助（再掲）**などを通じ、消防団員の活動環境を整備
- 地域の防災力向上のため、災害対応訓練や地域の防災計画策定の支援など、自主防災組織等の活性化を推進

5. 消防防災分野のDXの推進

- **マイナンバーカード**を活用した**救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進**、消防指令・業務システムの標準仕様の更新及び耐災害性強化に向けた検討や、消防団員へのドローン操縦訓練（再掲）などによる災害対応講習による災害対応の高度化推進、AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討、AIを活用した救急隊運用最適化など、消防防災分野におけるDXの推進

6. 火災予防対策の推進

- **感震ブレーカー**等の普及加速など、住宅防火対策（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）を総合的に推進
- 環境に配慮したPFASを用いない泡消防設備の技術基準の検討、デジタル技術を活用した点検手法や防火規制のあり方に係る検討を実施
- 石油コンビナートの防災対策の推進、日本の消防用機器等の**海外展開の推進**

7. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

- **市町村長や危機管理・防災担当者の災害対応能力強化**
- 沖縄県及び先島5市町村における**広域避難の検討に係る支援**
- 住民避難訓練の優良事例集の作成・配布や、国民保護訓練パートナーの派遣等、国民保護共同訓練の高度化推進
- 有事の際に市町村が迅速に避難誘導を実施できるよう、「避難実施要領のパターン作成」の促進や、パターンの複数化・高度化の促進
- 爆風等からの被害軽減に有効な地下施設等の避難施設への指定促進
- 通信技術に関するアドバイザーの派遣による多様な災害情報伝達手段の確保

8. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進

- 女性消防吏員比率の向上のため、電車広告、SNS広告等をはじめ、有効な広報活動の展開や、男性消防職員の育休取得率の向上のため、普及・啓発のためのポスター作成、幹部職員向け研修等を実施
- 令和8年度以降の女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた**検討会を開催**

9. 科学技術の活用による消防防災力の強化

- **火災延焼シミュレーションの高精度化**など能登半島地震の検証を踏まえた新技術の研究開発の推進
- 多様化・大規模化する火災・災害に対応する消防活動支援等のための研究開発

令和7年度 消防庁予算概算要求の概要

概算要求額（案） 148.7億円 + 事項要求

○ **一般会計 140.8億円**

（対前年度比14.6億円、11.5%増）

○ **復興特別会計 7.9億円**

（対前年度比6.2億円、353.8%増）

<主な重点取組事項>

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化 8.0億円 + 事項要求

【緊急消防援助隊の無償使用車両・資機材の整備】

○ 小型・軽量化された車両・資機材等の整備 （新規）事項要求

- ・ 大型車両での通行が困難な状況でも隊員を被災地に迅速に進出させ、消防活動やその指揮を開始できるよう、人員の搬送や資機材搬送が可能で機動性の高い小型車両を配備
- ・ 過酷な気候下で活動する隊員の環境改善に向け、高機能エアータントを配備
また、被災地で活動する応援部隊間の通信機能を強化
- ・ より迅速に捜索救助活動に着手するため、空路等による現場進出が可能な救助車両を整備するとともに、電動式で小型軽量の救助資機材等一式を整備



【機動前進指揮車】



【救助先行車】



【小型救助車】



【高機能エアータント】



【衛星通信機器】



【電動チェーンソー】



【画像探索機】

○ 無人走行放水ロボット等の整備 （新規）事項要求

- ・ 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方検討会報告書」を踏まえ、地震や津波発生時の大規模火災現場において、消防力の劣勢を補うとともに活動隊員の安全を確保した消防活動を行うため無人走行放水ロボット等の資機材等を整備



【支援車II型】



【無人走行放水ロボット】

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化(続き)

【消防団の更なる充実強化】

○ 消防団の力向上モデル事業

(拡充)4.0億円

- ・ 社会環境の変化に対応した消防団運営を促進するため、企業等と連携した入団促進、消防団員が活動しやすい環境づくり、準中型免許等の資格取得のための環境整備、デジタル技術の活用促進など、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進
- ・ 特に、能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組、女性が活動しやすい環境づくり(ソフト施策と一体となった具体的環境整備を含む)や企業等における従業員の入団促進を図る取組を重点的に支援



【資格等取得環境の整備】



【資機材取扱訓練】



【女性の活動環境整備】



【従業員の入団促進】

○ 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付

事項要求

- ・ 能登半島地震を踏まえ、狭隘な道路や悪路でも迅速に進出ができる機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付を実施



【小型車両の例】

○ 救助用資機材等の整備に対する補助

事項要求

- ・ 消防団が整備する救助用資機材等に対する補助を実施
- ・ 特に、能登半島地震を踏まえ、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進



エンジンカッター



チェーンソー

【補助対象資機材の例】

【新技術の研究開発の推進】

○ 競争的研究費

(拡充)2.4億円

- ・ 消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費)等により、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進



ドローン

【今後想定される研究開発の例】
消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材の研究開発

2. 緊急消防援助隊の充実強化 56.7億円＋事項要求

「1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化」に加え、以下の取組を推進

- 無償使用車両・資機材の整備等(拠点機能形成車など) 事項要求
- 緊急消防援助隊の全国合同訓練 (新規)1.2億円
 - ・ 全国的に応援が必要な大規模災害を対象として、広域的な部隊進出の検証、技術及び連携活動能力の向上を目的に開催する全国合同訓練の令和8年度実施に向けた設計・計画や訓練実施場所の整備等を実施
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金(車両・資機材など) 49.9億円
- 老朽化車両の整備 3.5億円



【拠点機能形成車】



【緊急消防援助隊全国合同訓練】



【海水利用型消防水利システム(スーパーポンパー)】

3. 常備消防等の充実強化 16.8億円

- 消防防災施設整備費補助金(耐震性貯水槽など) 13.7億円
- ドローン活用人材育成事業 0.1億円
 - ・ 最新のドローンの運用方策について各消防本部の消防職員及び自治体の防災部局職員に助言等を行うため派遣するドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施し、より高度な運用が可能な人材を育成



【耐震性貯水槽】



【アドバイザー育成研修のイメージ】

4. 消防団や自主防災組織等の充実強化

8.4億円＋事項要求

○ 消防団の力向上モデル事業 【再掲】（拡充）4.0億円

○ 消防団加入促進広報の実施 1.4億円
・ 女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化

○ 自主防災組織等活性化推進事業 1.0億円
・ 地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育や住民への防災啓発、地域の防災計画策定など、自主防災組織等を活性化するための取組を実施
・ 特に、女性の視点を反映させた取組を重点的に支援

○ 消防団災害対応高度化推進事業 0.4億円
・ 消防学校で消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施

○ 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付 【再掲】 事項要求

○ 救助用資機材等の整備に対する補助 【再掲】 事項要求



【消防団入団促進用ポスター】 【入団促進PR動画 (YouTube)】



【自主防災組織等立ち上げ支援】



【災害対応訓練】



【消防団ドローン取扱い講習のイメージ】

5. 消防防災分野のDXの推進 6.2億円+事項要求

○ マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進

- ・ 2024年度に先行実施する67消防本部660隊が参画する全国規模の実証事業の結果を踏まえ、2025年度に全国展開を推進

○ AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討 (拡充)0.8億円

- ・ 事業者によるGXの取組環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査及び見直しについて検討
- ・ 危険物施設(製造所・一般取扱所)における可燃性蒸気の滞留する場所を明確化し、カメラ及びタブレット等を活用した遠隔監視の実施を検討

○ AIを活用した救急隊運用最適化

- ・ 救急搬送人数の将来予測を踏まえた救急隊運用最適化システムの高度化

○ 消防指令・業務システムの標準仕様の更新及び耐災害性強化に向けた検討

- ・ 今後の新技術等も注視しながら標準仕様の更新を行うとともに、指令センターと各署所間の通信ネットワークの強化等を検討

○ 競争的研究費

【再掲】(拡充)2.4億円

6. 火災予防対策の推進 3.8億円

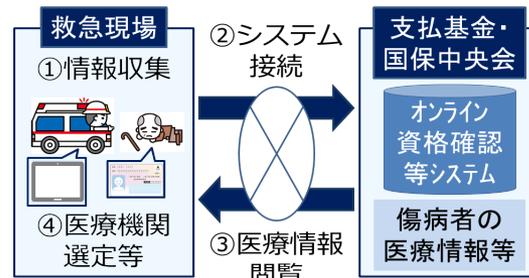
○ 住宅防火対策等の推進

- ・ 感震ブレーカー等の普及加速など、住宅防火対策(住宅用火災警報器、住宅用消火器等)を総合的に推進

○ 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進

- ・ 海外において日本の規格・認証制度の普及推進や製品の紹介

事項要求



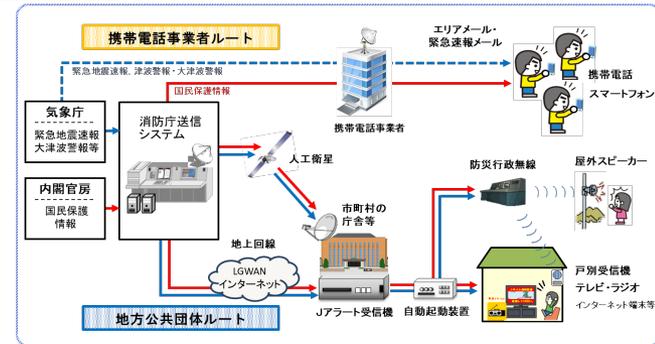
【マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けたシステムのイメージ図】



【消防防災関連企業における製品紹介
(国際消防防災フォーラム 令和6年2月 カンボジア)】

7. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化 20.8億円＋事項要求

- 広域避難の検討に係る支援 (新規)0.1億円
 - ・ 沖縄県及び先島5市町村における広域避難を効果的に支援するため、民間のノウハウも活用しながら関係者間の調整を実施
- Jアラートの新システムへの更改 (新規)6.1億円
 - ・ 全国瞬時警報システム(Jアラート)の運用に支障が生じないよう、ハードウェア・ソフトウェアの動作保証・サポート終了前に、システム更改を予定



【Jアラート発信(イメージ)】

8. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進 7.7億円

- 女性消防吏員の更なる活躍推進等 (拡充)0.7億円
 - ・ 令和8年度以降の女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組の検討会を開催するほか、女性消防吏員比率の向上のため、電車広告、SNS広告等をはじめ、有効な広報活動を展開
- 消防団の力向上モデル事業 【再掲】(拡充)4.0億円



【女性消防吏員の採用ポスター】

9. 科学技術の活用による消防防災力の強化 6.2億円

- 競争的研究費 【再掲】(拡充)2.4億円
- 市街地火災による被害を抑制するための研究開発 (火災延焼シミュレーションの高精度化) 0.8億円
 - ・ 火災の発生・被害予測を図示し、消火方策の効果等を検討することができるツール(火災延焼シミュレーション)について、より精緻な検討に資するよう、倒壊した建物の影響を計算する機能等を導入



【令和6年能登半島地震で発生した大規模市街地火災(左)と放任火災とした場合の火災延焼シミュレーション結果(右)】

災害対応力強化のための研修等

市町村が行うべき災害応急対策①

市町村長は災害対策基本法に基づき、災害時の**災害応急対策**を迅速かつ的確に行う責務がある。
市町村長は全庁的な災害対応体制を確立し、災害のフェーズに応じた的確な判断・指示を行う必要がある。

- 災害応急対策とは、
- ・体制の確立
 - ・情報の収集
 - ・警戒・避難
 - ・救助・救急、消火活動
 - ・医療活動
- ・インフラ、ライフライン
- ・避難所運営
 - ・物資供給
 - ・被災者生活再建支援
 - ・災害廃棄物処理
- 等を指す。

そのため、市町村長は
**自らが参加した全庁的な防災訓練の実施、
 庁舎の耐震化、防災情報システムの整備**などを行い、
災害時に備え万全を期す必要がある。

	災害時の対応	平時からの備え
体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害対策本部の設置・運営 ・ 災害対策本部を設置し、平時とは異なる災害応急対策を遂行する体制を確立する。 ・ 住民に向けて正確に情報を発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害対応体制の整備 ・ 災害事象ごとに災害対策本部の設置基準を設定する。 ・ 災害対策本部における業務内容・分担を明確にしておく。
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難情報の発令 ・ 気象情報・河川情報等を基に、適時的確に避難情報（高齢者避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する。 ・ 住民に確実に避難指示等を伝達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難情報の発令体制の整備 ・ 災害種別ごとに具体的でわかりやすい避難情報の発令基準をあらかじめ策定する。 ・ 複数の情報伝達手段を確保し、災害時に確実に使用できるようにする。 ・ 住民に対し、災害リスク、災害時にとるべき行動を説明し、理解促進を図る。

市町村が行うべき災害応急対策②

	災害時の対応	平時からの備え
発災	<p>■ 情報の収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・分析を的確に行い、情報空白地域の有無を含め、被害状況を迅速に把握する。 	<p>■ 防災情報システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> カメラ、ヘリテレ、119番入電状況等の情報を収集・分析するため、防災情報システムを整備する。
	<p>■ 救助・救急活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害情報を基に、人命を最優先に救助・救急活動にあたる。 被害を過小評価することなく、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援要請を迅速に実施する。 	<p>■ 受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 救助活動等を行う警察・消防・自衛隊等の活動拠点等を確保するなど、受援体制を整備しておく。
被災者支援	<p>■ 避難所の運営、生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所を速やかに開設し、住民の安全性を確保する。 迅速に食糧などの必要な物資を確保し、生活環境を整備する。 	<p>■ 避難所の指定・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な避難所を指定し、周知を図る。 避難者数の想定に応じて、物資の備蓄をするとともに、追加調達ができるよう相互応援協定の締結を進める。
	<p>■ 住まい確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な支援を確保するため、被害認定調査、罹災証明書等の交付を迅速に行う。 災害救助法、被災者生活再建支援法等の適用により、仮設住宅等を提供する。 	<p>■ 応援職員の受入体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 膨大な事務量に対応できるよう他市町村等からの応援職員受入れのための受援体制を整備しておく。



令和6年度市町村長の災害対応力強化のための研修等

①市町村長の災害対応力強化のための研修

令和6年度実施方針 対面/オンライン研修（個別面談方式）

【対象：市町村長】

市町村長が災害の警戒段階から発災直後に至る重要な局面で、的確かつ迅速な判断・指示を行えるよう、**災害対応力の強化を図る**ことを目的に**全国の市町村長を対象**に実施

- (1) 日時：(前期) 5月28日(火) 14:00~17:00 (オンライン)
 5月29日(水) 13:00~16:00 (対面)
 5月30日(木) 9:00~12:00 (オンライン)
 6月6日(木) 9:00~12:00、14:00~17:00 (オンライン)
 6月7日(金) 9:00~12:00、14:00~17:00 (オンライン)
 (後期) 11月6日(水) 9:00~12:00、14:00~17:00 (オンライン)
 11月7日(木) 9:00~12:00、14:00~17:00 (オンライン)
 11月29日(金) 13:00~16:00 (対面)
- (2) 内容：・市町村長が災害時に的確に判断し、迅速に指示が出せるよう行う実践的な研修
 ・研修指導員が「1対1」で様々な状況を付与するシナリオ非提示型訓練



①研修の様子（オンライン研修）

②全国防災・危機管理トップセミナー

令和6年度実施方針 集合研修（座学方式）

【対象：市町村長】

災害時には、短期間の内に膨大な業務に対応・処理することが求められることから、市町村長は、リーダーシップを十分発揮する必要があるため、**災害危機管理対応力の向上を図る**ことを目的としたセミナーを実施

【市長向け】

- (1) 日時：6月12日(水) 15時00分~16時30分
 (2) 場所：全国都市会館 大ホール
 (3) 内容：有識者、災害を体験した市長による講演、消防庁による講義を実施

【町村長向け】

- (1) 日時：11月20日(水) 15時00分~16時30分(予定)
 (2) 場所：全国都市会館 大ホール
 (3) 内容：有識者、災害を体験した町村長による講演、消防庁による講義を実施



②市長による講演（坂口輪島市長）



令和6年度都道府県等の災害対応力強化のための研修等

③防災・危機管理特別研修

令和6年度実施方針

オンライン研修
(座学方式+意見交換方式)

【対象：都道府県・政令市の
危機管理・防災責任者】

大規模災害時には、国及び全国の地方公共団体が連携して被災団体の支援を行うことから、平時から**関係機関間の連携を強化**するとともに、全国を通じて**災害対応力の向上を図る**ことを目的に**都道府県・政令市の危機管理・防災責任者を対象**に実施

- (1) 日時等：5月22日（水）13時30分～14時50分
- (2) 内容：内閣危機管理監等による講演、内閣府・総務省・消防庁による講義



③内閣危機管理監講話

④自治体危機管理・防災責任者研修

令和6年度実施方針

オンライン研修
(座学方式+グループ討議方式)

【対象：市町村の危機管理・
防災責任者】

災害時には、住民に最も身近な市町村が迅速・的確に対応する必要があることから、初動対応や災害対応の**各フェーズで必要となる知識・技術を深める**とともに、平時から「顔の見える関係」を構築して**連携を強化し、災害対応力の向上を図る**ことを目的に**市町村の危機管理・防災責任者を対象**に実施

- (1) 日時等：5月28日（火）（第1期）、12月2日（月）（第2期）
- (2) 内容：国・地方公共団体の担当者や学識経験者等による講義のオンデマンド配信、オンラインによるリアルタイム講演及びグループ討議



④グループ討議の様子



令和6年度都道府県等の災害対応力強化のための研修等

⑤災害マネジメント総括支援員等研修

令和6年度実施方針

オンライン研修（座学方式）+集合研修（座学+グループ討議方式）

【対象：被災市町村派遣要員として推薦された地方公共団体の職員】

大規模災害時に被災市区町村を支援する「災害マネジメント総括支援員」及び「災害マネジメント支援員」を養成することを目的に支援員として推薦された地方公共団体の職員を対象に実施

- (1) 日時：（オンライン研修）通年、（集合研修）11月に2回実施
- (2) 場所：（集合研修）有明の丘基幹的広域防災拠点 そなエリア
- (3) 内容：大規模災害時に被災市町村の災害マネジメントを支援することを役割とした「災害マネジメント総括支援員」等に対する研修



「市町村長による危機管理の要諦」は、市町村長が災害対応で経験したことを、良かった点、失敗談も含めて、**市町村長のために**まとめた冊子です。

市町村長はもちろん、防災・危機管理関係の職員も、ぜひ一度ご一読ください。

自然災害、国民保護事案等の危機事態における初動対応に関し、市町村長自身が頭に刻み込んでおくべき重要事項は次のとおりである。

1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼び掛ける、の5点である。
- (3) 市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、あらかじめ特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報の取れない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難指示等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等を発令すること。避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- (4) 避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

令和5年度の災害を中心とした事例集

令和5年度の災害を中心とした事例集
(災害対応事例集)

令和6年5月
消防庁

- 「災害対応事例集」は、災害対応した市町村長にインタビューして、災害対応の教訓などをメッセージとしてまとめた冊子です。
- 市町村長はもちろん、防災・危機管理関係の職員も、ぜひ一度ご一読ください。

掲載自治体（令和5年度の災害を中心とした事例集）

令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号

- 梅雨前線が令和5年6月1日から本州付近に停滞
- 西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨
- 人的被害：死者6名、行方不明2人、負傷者49名
- 住家被害：全壊21棟、半壊536棟、一部破損197棟
床上浸水2,398棟、床下浸水6,961棟

令和5年6月29日からの大雨

- 令和5年6月28日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、前線の活動が活発となり各地で大雨となった
- 人的被害：死者13人、行方不明者1人、負傷者19人
- 住家被害：全壊63棟、半壊907棟、一部破損685棟
床上浸水1,250棟、床下浸水5,005棟

令和5年7月15日からの大雨

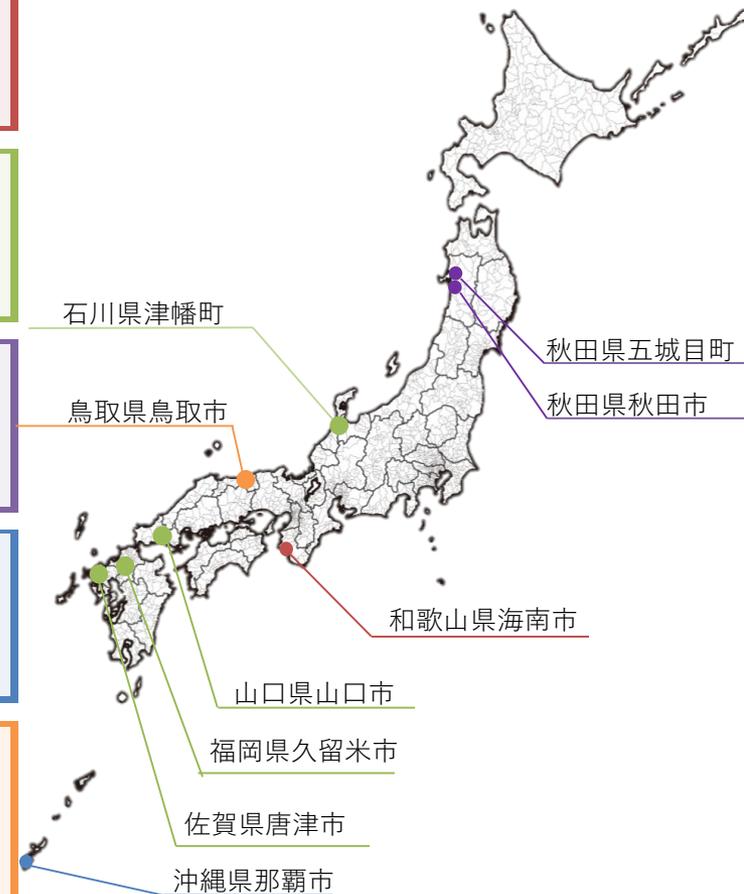
- 令和5年7月14日から東北地方の北部を中心に大雨となり、総降水量は秋田県の多い所で400ミリを超えた
- 人的被害：死者1人、負傷者5人
- 住家被害：全壊11棟、半壊2,885棟、一部破損27棟
床上浸水742棟、床下浸水3,355棟

令和5年台風第6号

- 令和5年7月28日3時にフィリピンの東で発生し、8月2日から3日にかけて沖縄地方へ接近した
- 人的被害：死者1人、負傷者103人
- 住家被害：全壊5棟、半壊24棟、一部破損249棟
床上浸水30棟、床下浸水115棟

令和5年台風第7号

- 台風第7号は兵庫県を北上し、日本海に抜けて北東へ進み、近畿地方、中国地方を中心に大雨をもたらした
- 人的被害：負傷者68人
- 住家被害：全壊4棟、半壊14棟、一部破損244棟
床上浸水114棟、床下浸水578棟



小規模市町村の災害初動対応力向上訓練支援事業

事業の目的

- 専任の防災担当職員がいないか又は少数である小規模市町村の災害初動対応力向上のため、都道府県と連携し、訓練の企画・実施・検証段階を通じて総合的な支援を実施する。
- 市町村の訓練支援を通じて、災害初動対応時における都道府県の役割を再確認する。

事業の概要

	消防庁	都道府県	市町村
1. 訓練実施団体の選定 (公募で複数団体を選定)	○		
2. 市町村訓練の目的・シナリオの作成	○	○	○
3. 市町村訓練の実施・検証	○	○	○
4. 市町村訓練支援の訓練結果の取りまとめ	○	○	○



洪水や土砂災害などを想定した災害対策本部運営訓練(図上訓練)の様子



一般の方向け（令和5年度更新）

「防災を学ぶ必要性を考えるための動画」

東日本大震災で被災された方のインタビューを通じて、防災を学ぶ必要性について考えましょう。

「一般の方向け」のタブを選択し、動画をお探してください。

子ども向け（令和5年度更新）



「台風」

「津波」

「地震」

「火事」

「日々の備え」

※他2動画追加予定

「子ども向け」のタブを選択し、動画をお探してください。

自然災害等の危機事態における初動対応について

(出典) 「市町村長による危機管理の要諦」 消防庁

1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼び掛ける、の5点である。
- (3) 市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、あらかじめ特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。
災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報の取れない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難指示等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等を発令すること。
避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- (4) 避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

住民避難

避難行動要支援者名簿の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
- 平成25年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの
- 令和6年4月1日現在、すべての団体で作成済み

(参考) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月(令和3年5月改訂) 内閣府(防災担当)

対象者

- 要配慮者(高齢者や障害者など)のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

- 市町村が作成しておかなければならない(義務規定)
※対象者である避難行動要支援者の把握に努め(努力義務)、避難行動要支援者名簿を作成することとされている

記載内容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者: 消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない

個別避難計画の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- 令和3年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの
- 令和6年4月1日現在、未策定団体8.2%

(参考)避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月(令和3年5月改訂) 内閣府(防災担当)

対象者

○ 要配慮者(高齢者や障害者など)のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

○ 市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容

(氏名、住所等のほか) ○ 避難支援等を実施する者 ○ 避難先 等

個別避難計画の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※)避難支援等関係者:消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○ 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

○ 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

指定緊急避難場所・指定避難所の違い

- 指定緊急避難場所と指定避難所の指定に際しては、以下の区別やそれぞれの指定基準等に十分留意の上、指定する。(※両方を兼ねて指定することも可能)



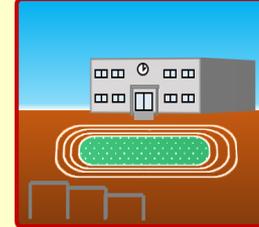
○**指定緊急避難場所**(令和5年10月1日現在、全国114,713箇所)
災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定

<土砂災害に対する避難場所の例>



対象とする災害
に対し、安全な
構造である堅牢
な建築物

<地震、大規模な火事等に対する避難場所の例>

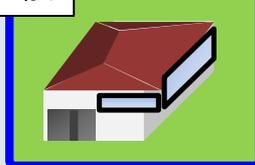


対象とする
災害の危険が
及ばない学校の
グラウンド・
駐車場等

自宅の安全を確認
居住不可能と判断

○**指定避難所(※)**(令和5年10月1日現在、全国82,911箇所)
災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設

一般



学校・体育館・公民館等

福祉



介護施設・障害者支援施設等

※「指定一般避難所」と主に高齢者・障害者・乳幼児等を対象とした「指定福祉避難所」がある。

防災訓練の積極的实施について

新型コロナウイルス感染症流行の影響で、地方公共団体における防災訓練の実施回数が令和2年度に減少したが、令和3年度以降は回復傾向となっている。

《防災訓練の実施状況》



令和6年度総合防災訓練大綱に基づき、令和6年能登半島地震の対応も踏まえた防災訓練を実施するよう地方公共団体に対し依頼。（令和6年6月28日付 消防庁防災課長通知）

（参考）令和6年度総合防災訓練大綱について（令和6年6月28日付け通知）＜抜粋＞

- 1 受援計画等に基づく応援職員の受け入れ
- 2 避難所の環境整備等、物資の調達・輸送
- 3 デジタル等の新技術の活用
- 4 地域の実情に応じた災害時の交通通信等の確保

地方公共団体における業務継続

地方公共団体における業務継続計画①

業務継続性の確保の必要性 <防災基本計画（抄）>

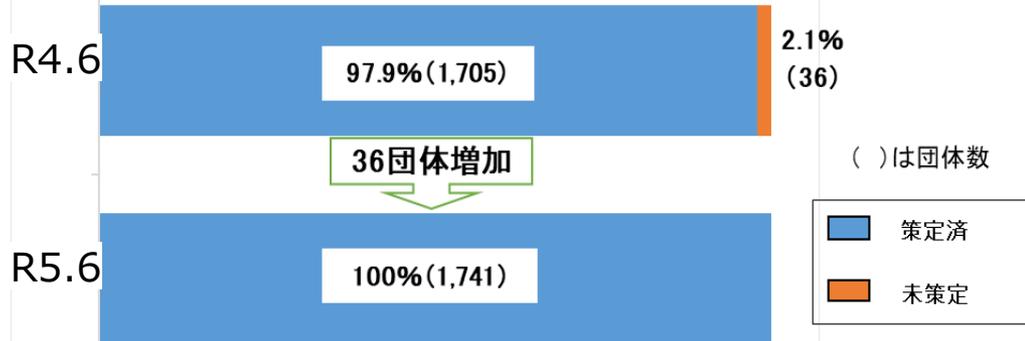
地方公共団体等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

業務継続計画：優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

市町村の策定を支援

小規模な市町村においても容易に重要なポイントを整理できるよう、平成27年5月に「**市町村のための業務継続計画作成ガイド**」（内閣府防災担当）を策定し、研修会等を通じて市町村を支援。

業務継続計画策定策定状況（市町村）の推移



- ・都道府県では、**H28.4時点で全ての団体で策定済み**。
- ・市町村では、前回調査（令和4年6月時点）から、**36団体増加し、全ての団体で策定済みとなった**。

地方公共団体に対し、以下を周知

職員の研修や訓練等により実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。
定めるべき重要6要素について定めていない項目がある場合は、その整備を行うこと。

地方公共団体における業務継続計画②

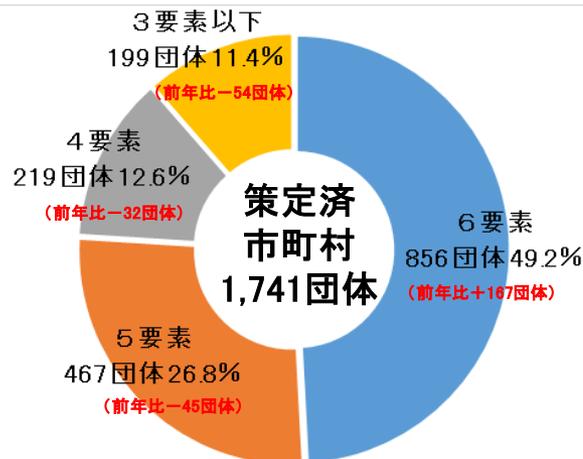
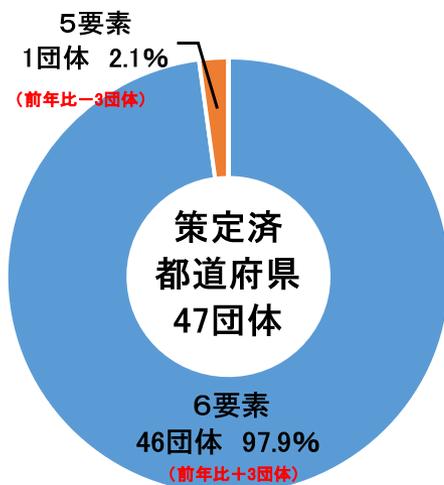
<重要6要素とは>

「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月内閣府（防災担当））において示された業務継続計画に定めるべき特に重要な6要素

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 | (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 |
| (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 | (5) 重要な行政データのバックアップ |
| (3) 電気、水、食料等の確保（庁舎・職員用） | (6) 非常時優先業務の整理 |

重要6要素の策定済数の状況（令和5年6月1日現在）

- 都道府県では、ほとんどの団体が重要6要素のうち5要素以上を定めている。
- 市町村では、5要素以上を定めている団体は76%程度。



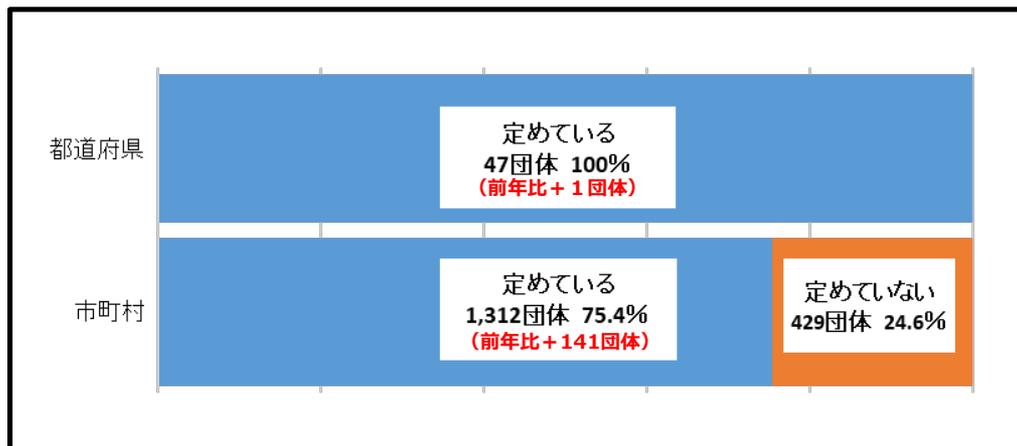
	都道府県	市町村
(1)首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	47	1,722
(2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	46	1,611
(3)電気、水、食料等の確保	47	977
(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	47	1,489
(5)重要な行政データのバックアップ	47	1,448
(6)非常時優先業務の整理	47	1,603

地方公共団体における受援計画（応援職員受入れに関する規定）

- 災害対策基本法の改正（平成24年）により、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画を定めるに当たり、**各防災機関が円滑に他の者の応援を受け、または応援することができるよう配慮することが規定された。**
- これをふまえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月内閣府）及び「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和2年4月内閣府〈令和3年6月改訂〉）が策定され、地方公共団体における受援計画の策定を促している。

（参考）災害対策基本法

＜地方公共団体における受援計画（応援職員受入れに関する規定）の策定状況＞（令和5年6月1日現在）



（都道府県地域防災計画）

第四十条第三項

都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において**管轄指定地方行政機関等（※）が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。**

（※管轄指定地方行政機関等…当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者）

（市町村地域防災計画）

第四十二条第四項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において**当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。**

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況（令和4年10月1日現在）

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」（消防庁）より

- 災害応急対策の拠点、避難場所等となる公共施設等は、耐震化が必要であり、これまでも着実に取り組んできた。
- 市町村の災害対策本部設置庁舎が未耐震の場合、本部機能に支障が生ずることがないように、耐震化済みの代替庁舎を指定する必要がある。

■ 施設区分別の耐震率

施設区分	平成14年3月末	令和4年10月1日
文教施設（校舎、体育館）（指定緊急避難場所等に指定）	46.7%	99.6%
診療施設（医療救護施設に位置づけ）	57.5%	95.1%
社会福祉施設	51.4%	93.2%
庁舎（災害応急対策の実施拠点）	47.2%	92.0%
消防本部、消防署所	56.4%	95.7%
警察本部、警察署等	51.0%	86.8%
全体平均（防災拠点となる公共施設等）	48.9%	96.2%

■ 市町村における災害対策本部設置庁舎の耐震率（令和4年10月1日）

災害対策本部設置庁舎の耐震率	89.7% (1,562団体)	※市町村の当該割合が低い都道府県 青森県 95.0% 福島県 96.6% 鹿児島県 97.7%
災害対策本部庁舎又は代替庁舎で耐震化されている割合(※)	99.7% (1,736団体)	

災害応急対策の拠点となる庁舎の耐震化の支援

災害応急対策の拠点となるべき庁舎が、耐震性の不足により使用不能となった事例が発生

下記の支援措置を活用するなどにより、早急に耐震化に取り組むことが必要



地震により被災した庁舎

■ 緊急防災・減災事業債

【耐震化に係る対象事業】

※耐震診断に係る経費には特別交付税措置あり（措置率0.7）

災害時に災害対策の拠点となる市町村庁舎、消防本部及び消防署所等の耐震化

【建替に係る対象事業】

- ①早急に耐震化を行う必要があり、全部改築することがやむを得ないと認められる消防署所等
- ②未耐震の自治体本庁舎、消防本部・消防学校等の建替え（※）に併せて整備する次の施設
 - ア 災害対策本部の設置に係る施設（災害対策本部員室など）
 - イ 応援職員の受入れに係る施設（応援職員が執務を行うためのスペース）
 - ウ 災害応急対策に係る施設（一時待避所、物資集積所など）

※ 自治体本庁舎は令和3年8月から、消防学校・消防本部等は令和4年度から対象

【地方債の充当率等】 充当率100% 交付税措置70%

【事業年度】 令和7年度まで

非常用電源の整備①

○ 災害対策本部設置庁舎における非常用電源の整備率は96.3%と進んでいるが、非常用電源整備済市町村のうち72時間以上の稼働時間を確保する市町村は61.3%にとどまる。

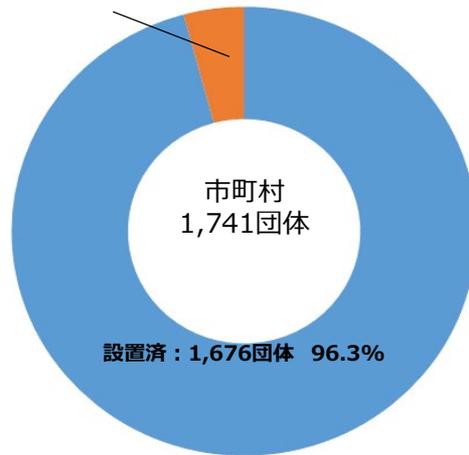
▶ 人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とすることが望ましいことから、あらかじめ燃料等の備蓄に努めること。

非常用電源の整備状況等（令和5年6月1日現在）

○非常用電源の整備状況

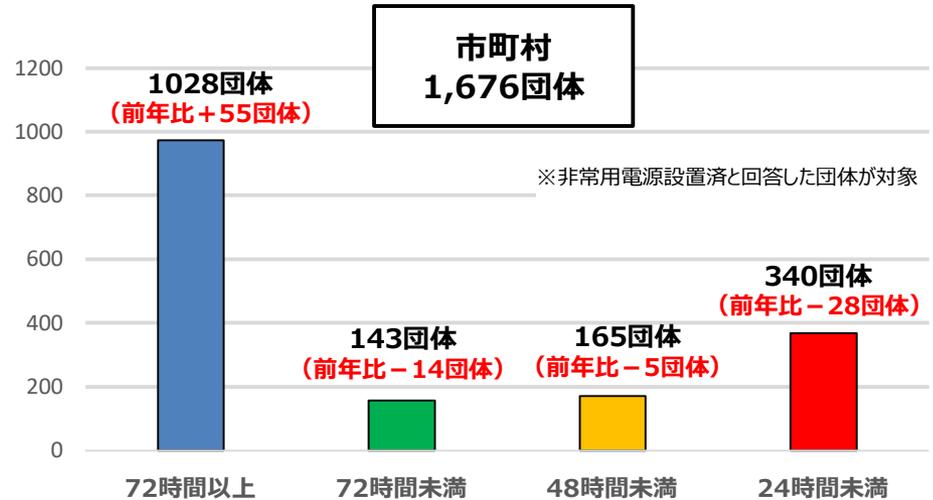
未設置：65団体 3.7%

都道府県では全団体で設置済



都道府県では、
47団体（100%）で設置済
 （前年同）
 市町村では、
1,676団体（96.3%）で設置済
 （前年比+8団体、+0.5%）

○72時間以上の稼働時間の確保状況



都道府県では、
 72時間以上： 46団体（前年と同じ）
 48時間未満： 1団体（前年と同じ）

非常用電源の整備②

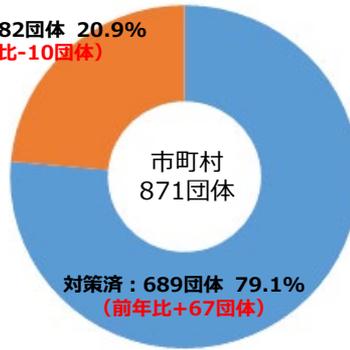
浸水に対する対策 (令和5年6月1日現在)

※浸水の恐れのある団体が対象

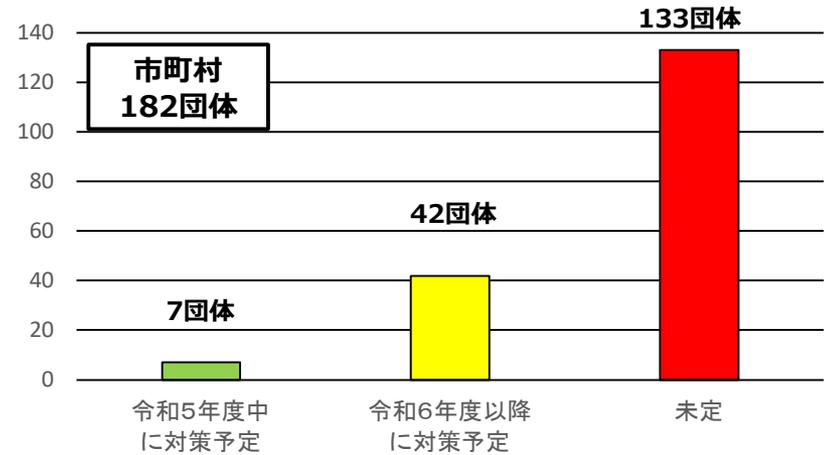
未対策：1団体 5.3%
(前年と同じ)



未対策：182団体 20.9%
(前年比-10団体)



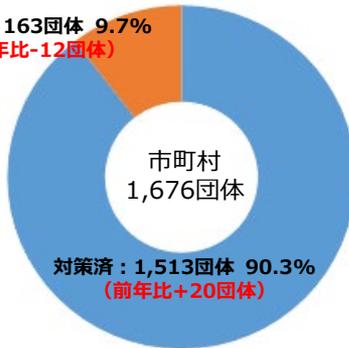
浸水対策をしていない団体の今後の予定



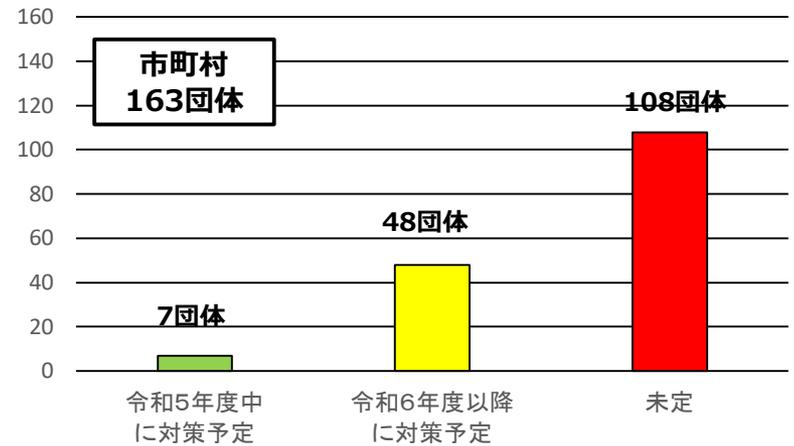
地震に対する対策 (令和5年6月1日現在)

※都道府県では全団体が対策済

未対策：163団体 9.7%
(前年比-12団体)



地震対策をしていない団体の今後の予定



災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について

- 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫
- 風水害の多様化・激甚化・頻発化



避難者におけるトイレの確保が重要な課題であることから、下記ガイドラインに基づき、
携帯トイレ・備蓄トイレの必要数を確認した上で、
備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄するよう地方公共団体に依頼

(令和4年9月30日 内閣府防災参事官・消防庁防災課長事務連絡)

避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン (内閣府) H28.4(R4.4改定)

- 1 発災直後～3日目は主に携帯トイレ・簡易トイレを使用
- 2 最大想定避難者数に基づく備蓄目標数の考え方

(1) 1日あたり必要な便袋の枚数

最大想定避難者数 × 5回

(2) 携帯トイレの備蓄目標数

1日あたりの必要な便袋数 × 日数

まずは3日分を目標にすることを推奨



携帯トイレ



簡易トイレ

毛布の備蓄について

- 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫
- 風水害の多様化・激甚化・頻発化
- 災害時に避難者の生命・身体を保護するため、毛布等の寝具の備蓄が必要不可欠

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」

（令和4年6月10日中央防災会議幹事会）等では、

避難所避難者1人当たり2枚の毛布が必要となるという前提で必要量を算出



改めて各地域における**最大想定避難者数に基づいた必要量を確認**した上で
備蓄量が十分でない場合には、**不足する量を備蓄**するよう地方公共団体に依頼

（令和4年12月21日 内閣府防災参事官・消防庁防災課長事務連絡）

（参考）防災基本計画（令和5年5月中央防災会議）抜粋

第2編第1章第6節7

○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（中略）
毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

地方公共団体の災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備

【施策の概要】【地方財政措置（緊急防災・減災事業債）】

- 災害発生時、トイレが確保できなくなった場合、機動性や衛生面に優れたトイレカーを被災地の状況に応じ多様な場面で活用することは、ボランティアも含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者が継続的に活動する上で有効
- このため、すでに対象となっている避難者の生活環境改善に加え、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備についても、「緊急防災・減災事業債」の対象とする

<緊急防災・減災事業債>

- 災害応急対策の継続性を確保するための設備・車両資機材（トイレカー）（トイレトレーラーを含む）の整備

現状	【避難者の生活環境の改善】 (想定される活用場面： 避難所 等)
拡充	【地方公共団体の災害応急対策の継続性の確保】 （ 想定される活用場面： ・災害対策本部設置庁舎などの災害対策拠点 ・災害応急対策の活動現場 等 ）



**機動性や衛生面に優れたトイレカーを整備し、
地方公共団体の災害応急対策の継続性を確保**

トイレカー



トイレトレーラー



【留意事項】

- 車両で牽引するトイレトレーラーも対象に含む。（牽引する車両は、専らトイレ部分の牽引に用いられる場合は対象に含む。）
- 社会福祉法人又は学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のために整備する場合を含む。（地方公共団体が支出する補助金を限度とする。）

防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備

【施策の概要】【地方財政措置（緊急防災・減災事業債）】

- 災害発生時に孤立地域などへ物資輸送等を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象とする
- あわせて、ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成を図る

<緊急防災・減災事業債>

- 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備



※地方公共団体が作成する整備内容等に係る計画を確認

【留意事項】

- 防災部局が整備・管理・運用するドローンについては、災害発生時に孤立集落などへの物資輸送のほか、被害状況の把握や住民等への情報伝達などのために地方公共団体の防災主管部局が整備・管理・運用するドローンであり、「地方公共団体の防災主管部局における災害対応ドローンの活用について」（令和6年4月1日付70号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）に沿って、事前に消防庁に対し、「地方公共団体物資輸送等ドローン整備、管理、運用に関する事業計画」を提出しているものが対象となります。詳しくは、同通知をご参照ください。

その他①

住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議（令和6年度第1回）

目的

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の対応として、大規模地震時の電気火災の低減を図るため、感震ブレーカーの普及推進に向けた検討を行うことを目的とする。

主な検討事項

- (1) 感震ブレーカーの普及推進体制の構築について
- (2) 感震ブレーカーの普及推進に関するモデル計画について

構成員

<有識者>

重川 希志依 常葉大学 名誉教授
松山 賢 東京理科大学創域理工学研究科 教授

<関係団体>

秋本 敏文 公益財団法人日本消防協会
会長兼一般財団法人日本防火・防災協会 会長
山口 英樹 一般財団法人日本防火・危機管理促進協会 理事長
伊藤 龍典 一般社団法人日本火災報知機工業会 会長
二瓶 浩一 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 常務理事
伊豆原 孝 一般社団法人日本損害保険協会 常務理事
塩見 紀昭 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 会長
高橋 良典 ガス警報器工業会 会長
楠田 幹人 国土交通省 住宅局長
鈴木 政子 静岡県女性防火クラブ連絡協議会 会長

<オブザーバー>

送配電網協議会、全国知事会、全国市長会、全国町村会



田辺 康彦 消防庁 次長
吉田 義実 全国消防長会 会長（東京消防庁消防総監）
市橋 保彦 日本消防検定協会 理事長
高橋 謙司 内閣府 政策統括官（防災担当）
殿木 文明 経済産業省 大臣官房審議官
（産業保安・安全担当）
阿部 達也 一般社団法人日本配線システム工業会
専務理事
武部 俊郎 電気保安協会全国連絡会 会長

輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書【概要】



※ 撮影: 三重県防災航空隊

- 令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災について、消防法(第35条3の2)に基づく消防庁長官調査を実施
〔火災概要: 焼失面積約4万9千㎡、約240棟焼損、出火から14時間後に鎮圧
火災原因: 地震の影響により電気に起因した火災が発生した可能性は考えられるが、具体的な発火源、着火物等の特定に至らなかった。〕
- 本火災を踏まえ、今後取り組むべき消防防災対策のあり方を検討するため、消防庁及び国土交通省を事務局とした検討会を開催

明らかになった課題

- 1 条件不利地域である半島部での大規模火災
 - 道路の寸断により陸路での早期応援が困難
- 2 地震・津波発生時における沿岸部での大規模火災
 - 住民・消防職団員が避難を要することによる**火災発見・通報、初期消火の遅れ**
 - 地震による車両、消防団拠点施設(詰所)等**消防施設の被災や管内での災害同時発生による消防力の低下**
 - 断水、地盤の隆起及び津波により**消火栓や自然水利の確保が困難**
 - 津波警報下での**津波浸水想定区域における消防活動**
- 3 古い木造建物密集地域での大規模火災
 - 道路が狭隘であり、**火災が発生すると延焼拡大しやすい**
 - 倒壊した建物等が**通行障害の原因**となるとともに、**道路を越えた延焼媒体**となった可能性

全国消防本部への調査結果

- 1 地震・津波災害時における消防活動計画の策定状況
 - ①地震時の木造密集地域の火災防ぎよ (39%)
 - ②津波警報下における消防活動(31%)
 - ③①及び②の双方(20%)
 - ④無限水利を活用した遠距離送水(4%)
- 2 気象台との関係構築
津波災害時の情報共有・連携体制等(2%)
- 3 火災予防対策
地震火災の予防のための普及啓発(23%)

(※カッコ内は取り組んでいる本部の割合。ただし、1①～③は、該当地域(木造密集地域、沿岸部)が存在する本部のうち計画策定済の本部の割合)

今後の対応策

- 1 地元消防本部等の体制強化
 - 震災時の木造密集地域での活動及び津波時の浸水想定区域での活動について勘案した**計画の策定**等
 - 津波の状況に応じた活動のための**効果的な情報収集**等
 - 消防水利の確保が困難である場合等における**消火方策(空中消火、延焼危険がある倒壊建物等の除去)**
 - 火災の早期覚知、情報収集のための**ドローン、高所監視カメラ等の整備促進**
 - 消防署・消防団拠点施設(詰所)等**消防施設の耐震化・機能維持**
 - 消防水利の確保(**耐震性貯水槽の設置促進、無限水利を活用した遠距離送水**)
 - 消火活動の省力化、無人化の促進(**無人走行放水ロボット、水幕ノズル、消火用ドローン等の整備**)
 - 消防団の充実など地域防災力の強化
- 
- 火災の早期覚知等のためのドローン
- 
- 海水利用型消防水利システム(スーパーボンバー)
- 2 応援部隊の体制強化
 - 悪条件下での進出・活動を可能にするための、**車両の小型化、資機材の軽量化**
 - **空路・海路での応援部隊及び車両・資機材の投入、関係機関との連携強化**
- 
- 悪路走行可能な小型車両
- 3 地震火災対策の推進
 - 地域における火災予防の推進(家具転倒防止対策、耐震自動消火装置付き火気設備、住宅用火災警報器、防災訓練等)
 - 大規模地震時の電気火災対策(**感震ブレーカー等の普及推進**)
- 4 まちづくり
 - **都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善**及び住民等の地域防災力の向上に資するソフト対策の引き続きの推進
 - 老朽木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の**建築物等の耐震化の促進**

輪島市大規模火災を踏まえた国の計画・通知等（感震ブレーカー関係）

防災基本計画（抜粋）

防災基本計画（令和6年6月28日 修正）

【第3編 第1章 第3節 国民の防災活動の促進 2（2）防災関連設備等の普及】

国【消防庁】及び地方公共団体は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の普及に努めるものとする。

国土強靱化年次計画2024（抜粋）

国土強靱化年次計画2024（令和6年7月28日 閣議決定）

【第2章 1－2地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生】

地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及を図る。また、電気起因する火災の発生抑制のため感震ブレーカー等の普及を加速させるとともに、特に危険性の高い木造密集市街地等について集中的な取組を行う。

地方からの提言・要望（抜粋）

全国知事会 令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（令和6年8月2日）

住宅の耐震化等については、（中略）家具固定や感震ブレーカー設置などの減災化（中略）観点も踏まえた財政措置など、引き続き対策の継続・強化を図ること。

全国市長会議決定重点提言（令和6年6月12日）

大規模地震発生時における火災の発生を抑制、住宅火災による被害の軽減を図るため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。

消防庁次長通知（抜粋）

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について（令和6年7月12日 発出）

地震・津波災害時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できない等消火活動が困難な状況となり、特に木造密集地域等では大規模な火災につながるおそれがある。

このことから、各消防本部においては、以下に示す消防本部の体制強化と地震火災対策を推進すること。

（2）今後の対応策

② 地震火災対策の推進

イ 大規模地震時の電気火災対策

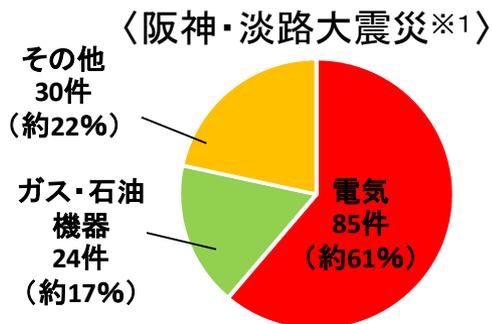
- 近年の大規模地震においては、電気起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災 リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を積極的に推進すること。
- これに当たり、防災基本計画（令和6年6月28日修正）において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたことを踏まえ、地域防災計画の見直しを実施すること。
また、当該取組の実効性を確保するため、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして感震ブレーカー等の普及に向けた具体的な計画を策定（普及率の目標値、スケジュール、設置の支援等）することが重要であること。
なお、各地域における取組を促進するため、感震ブレーカー等について実態把握を行った上で、消防庁においてモデル計画を策定し、別途通知する予定であることを申し添える。

地震火災の防止や被害低減を図るため、感震ブレーカーの普及推進が必要。

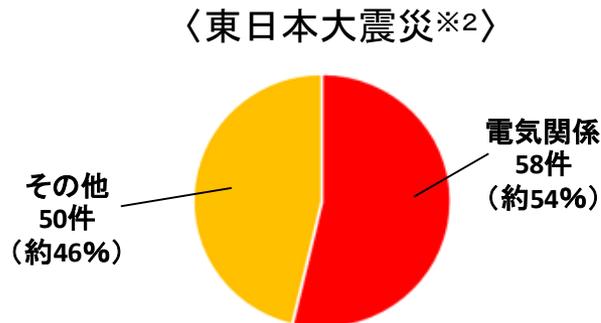
(参考)大規模地震時における電気火災の発生現況について

- 過去の大規模地震において、電気を原因とした火災が多く発生している。
- 平成7年の阪神淡路大震災においては、139件の地震火災のうち、電気火災が85件(約6割)、平成23年の東日本大震災においては、108件の地震火災のうち、電気火災が58件(約5割強)発生している。

過去の大規模地震時における火災の発生状況

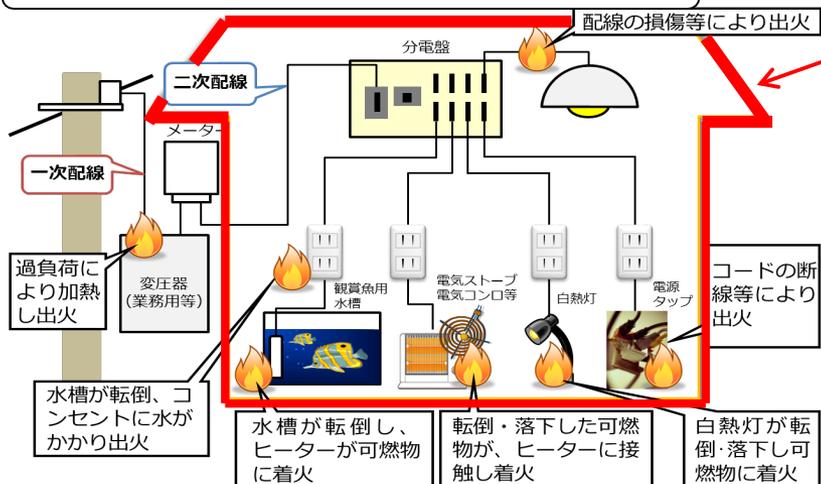


※1「地震時における出火防止対策のあり方に関する調査検討報告書、平成10年」(消防庁)を基に作成



※2 日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」を基に作成

電気に起因する出火の可能性のある主な部位



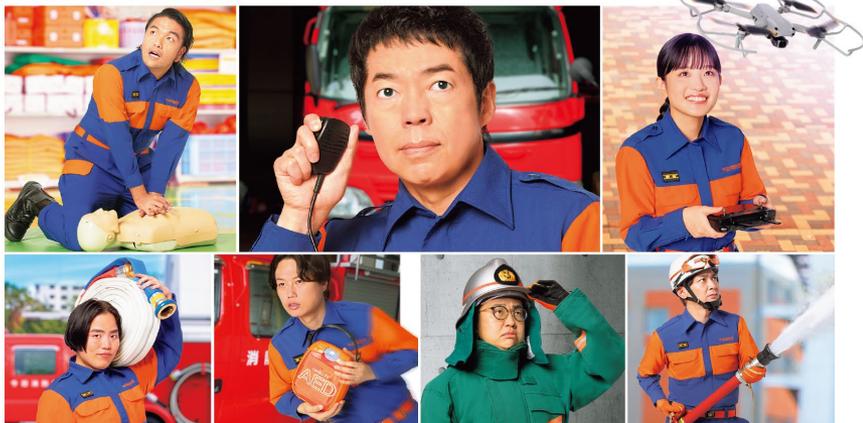
感震ブレーカーを設置することで、赤枠内(二次配線を除く分電盤以降)の火災は防止できる。(詳細については次頁参照)

感震ブレーカー簡易タイプ作動状況



※(株)リンテック21HPより

※「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会 最終報告(概要)」(平成27年3月)より



Q.消防団ってなに？ どこの街にもあるの？

A: 全国の市町村にあります！

消防団は、その地域の方の安心と安全を守るという大切な役割を担っています。消防団員は、消防士とは違い、特別職の地方公務員(非常勤)です。普段は様々な仕事をしながら、地域を守るための活動をしています。

地域密着！ 地域のことに詳しい
豊富な動員力！ 全国で約76万人 / 消防士の約5倍
素早い対応！ 普段の訓練に基づく迅速な対応

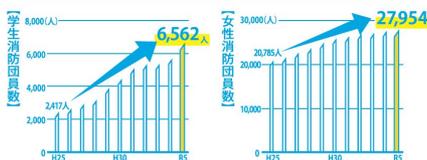
※令和5年4月1日時点

Q.どんな人がなれるの？

A: 地域に住む、または働く18歳以上の方が対象です！

※地域により入団要件は異なります。詳細は各地域の消防団のウェブサイトをご確認ください。

消防団には、会社員、自営業、公務員など、様々な職種の方がいます。最近では、学生や女性の方も増えています。普段忙しい方でも、無理のない範囲でそれぞれのライフスタイルに合わせた活動ができます。また、大規模な災害のときだけ活動するなど、特定の役割・活動を行う機能別団員制度もあります。



人と街を守るチームの一員になろう。

消防団員募集中

消防団についてもっと知ってみよう！



Q.どんな活動をしているの？

A: 日頃から地域を守るための活動をしています！

普段は、消防訓練や応急手当訓練など、いざというときに備えて訓練をしています。また、地域の方への応急手当・防火指導など、地域に密着した活動をしています。

火災のときには、消防士と協力して消火活動をしたり、地震や台風ときには、地域の方の避難誘導や救助活動をしたり、様々な災害現場で活躍しています。

平常時の活動例

消火・防災訓練

応急手当訓練

防火指導

災害時の活動例

消火活動支援

避難誘導



笠間市消防本部提供

笠間市消防本部提供

岡山市消防局提供

東京消防庁提供

高崎市等広域消防局提供

Q.活動はボランティアなの？

A: 違います！報酬があります！

年ごとに支給される報酬や災害活動・訓練に出動した際の報酬などがあります。退職するときには、活動期間に応じて「退職報償金」が支給されます。万が一、消防団活動中にケガをした場合は、「公務災害補償制度」によって補償されます。

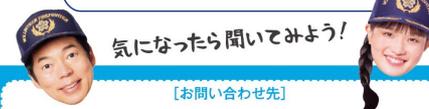
Q.入団のメリットはあるの？

A: 色々あります！

- ◎ 防災知識や技術が身につくことで、身近な人を守るができます！
- ◎ 幅広い世代・職種の方とのつながりができます！
- ◎ 学生の方には、就職活動に使える「学生消防団活動認定制度」があります！
- ◎ 企業にとっては、消防団活動への協力がCSR(企業の社会的責任)活動につながります！

Q.どうやって入団するの？

- 1 「消防団オフィシャルウェブサイト」からお近くの消防団を探す！
- 2 サイトに掲載されている連絡先から消防署など担当窓口にお問い合わせ！
- 3 案内に従い、入団手続きが完了すれば、あなたも「消防団員」に！



気になったら聞いてみよう！

【お問い合わせ先】

「地域を守る、信頼の企業」として消防団へのご協力をお願いします!!

消防団への協力が企業のメリットに

従業員が消防団に入れば
**防災に関する知識やスキルが身につき、
 自社の従業員や施設を守ることができます!**

幅広い世代・職種など、**地域の方々との
 多様なつながり**ができます!
 ビジネスチャンス
 につながる!?

消防団協力事業所になれば、
各自治体の様々な優遇措置を受けられます!

表彰制度もあり、
地域への貢献がCSR活動につながり、
自社のイメージアップになります!

特定の活動だけでも参加できるのはご存じですか?

誰でも、いろいろなカタチで活躍できるのが、機能別団員・分団です。
 それぞれの能力やスキルを活かしながら、自分ができる範囲で特定の
 消防団活動に参加ができます。

機能別団員

仕事や家庭の都合等で全
 ての活動に参加できない方
 には、こんな活動も...

重機等を活用した
 救助活動

被災者支援や、
 避難所運営支援

応急手当の指導や、
 防火予防などの啓発活動

消防防災等に関する
 広報活動

機能別分団

災害時や特定の活動のみ
 参加できる場合は、こんな
 テームも...

大規模災害のみ活動する分団
 救助・救援活動など

バイク隊
 震災対応・救援活動など

ドローン隊
 情報収集など

広報・啓発活動に従事する分団
 消防団活動の広報のほか、
 防火広報や指導など

企業の方も応援できる ●●● 消防団協力事業所表示制度

消防団活動への協力が企業の社会貢献として広く認められる制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを自社HPや名刺などで広く公表することができます。



【消防団協力事業所表示証】
 (左側:シルバーマーク(市町村発行))
 (右側:ゴールドマーク(消防庁発行))

事業所の協力量例

- ✓ 従業員が相当数入団
- ✓ 従業員の消防団活動について、就業規則等で積極的に配慮
- ✓ 災害時等に事業所の施設や資機材を提供 など



制度の詳細内容は[こちら](#)へ

自治体の消防団協力事業所に対する主な支援策

入札参加資格の優遇	自治体の公共事業に係る入札(入札参加資格方式・総合評価落札方式)において、審査に有利な加点が与えられます。
税の減免	法人は法人事業税、個人事業主は個人事業税の減免を受けられます。
交付金等の支給	団員である従業員数や従業員の勤続年数等に応じて、事業所に対し、交付金等が支給されます。
物品の貸与や提供	防災ラジオや消火器などの防災関連物品等を無償貸与や提供を受けることができます。
表彰制度	消防団協力事業所として認定された事業所に対する表彰があります。

※ 都道府県や市町村によって支援策の内容が異なります。

消防庁の主な支援策

消防団の力向上モデル事業	企業等と連携した入団促進など、地方公共団体の様々な取組を全額国費(事業費上限500万円)で支援。
表彰制度	<p>【消防団等地域活動表彰】 消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員を雇用しているなどの事業所等に対して、消防庁長官が表彰。</p> <p>【防災まちづくり大賞】 地域に根差した団体・企業などの防災に関する取組等を表彰(総務大臣賞、消防庁長官賞等)</p>

その他②



令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号 和歌山県海南市長 神出 政巳

「令和5年度の災害を中心とした事例集」掲載自治体



水害は「ごみと泥との戦い」だ。

- 今回の豪雨災害では、災害ごみが市中に溢れないよう、**臨時ごみ集積所を早期に確保し、住民や議員にできる限り広く周知に努めた。**同時に、ごみ処理や家屋調査に関して、**他の自治体に車両や人的支援を要請し、いち早く、各地・各方面からの応援受入体制を構築したことで、その後の被害調査、消毒、ごみ処理、泥の除去など、迅速な初期対応と円滑な災害復旧に繋がった。**災害ボランティアセンターや被災者相談窓口など、復旧に向けた約2か月にわたる丁寧な支援は、**各団体の方々との連携・協力により実現できたもの**であり、心から感謝している。なお、県河川の各所での溢水の原因については、流木などが橋に引っ掛かり、流れを阻害したケースが見受けられるため、**県とも相談し、今後、増水時に何らかの対策が取れないか、検討している。**

（参照）令和5年度の災害を中心とした事例集（P3）

災害廃棄物対策

(令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号)

神出 政巳 和歌山県海南市長

水害は「**ごみと泥との戦い**」だ。今回の豪雨災害では、災害ごみが市中に溢れないよう、**臨時ごみ集積所を早期に確保し、住民や議員にできる限り広く周知に努めた**。同時に、ごみ処理や家屋調査に関して、他の自治体に車両や人的支援を要請し、**いち早く、各地・各方面からの応援受入体制を構築した**ことで、その後の被害調査、消毒、ごみ処理、泥の除去など、迅速な初期対応と円滑な災害復旧に繋がった。

災害ボランティアセンターや被災者相談窓口など、復旧に向けた約2か月にわたる丁寧な支援は、**各団体の方々との連携・協力により実現できた**ものであり、心から感謝している。

なお、県河川の各所での溢水の原因については、**流木などが橋に引っ掛かり流れを阻害したケースが見受けられる**ため、県とも相談し、今後、増水時に何らかの対策が取れないか、検討している。



臨時ごみ集積所（海南市提供）

市町村長による災害応急対応のポイント（令和6年10月 内閣府（防災担当））

市町村長による災害応急対応のポイント（概要）

市町村長は災害対策基本法に基づき、災害時に**応急対策**を迅速かつ的確に行う責務があり、警戒期から発災初期、応急期の各フェーズで、**全庁的な体制構築や総合的な状況判断、全庁方針の決定、また各主要応急業務の実施状況を担当部署に確認し対応方針の判断・指示**を行う。

	警戒期（豪雨など）	豪雨災害・地震等の発生初期（1～2日程度）	応急期（3～7日程度）	応急期（1週～1月程度）
1 災害対応体制の構築	①事前の警戒体制の構築 ②切迫時の避難情報発令体制構築	③初動体制の構築(災害モードへの転換指示) ④職員の安否確認、庁舎の安全点検 ⑤応援の要請（行政職員）・受援体制の確認	⑥災対本部運営体制の改善 ⑦受援体制の拡充・改善	
2 避難情報等の発令・伝達等	①早期の危険周知 ②避難情報の発令・伝達、気象警報等の周知		③2次災害の予防	
3 通信確保と情報収集伝達		①被害規模の把握と共有 ②重要通信の確保	③情報孤立地域の対処	
4 人命救助活動		①救助機関の応援要請 ②活動拠点等の確保	③救助活動機関との調整 ④遺体安置所の設置判断	⑤救助活動の縮小判断
5 避難所の設置と運営等	①早期の避難所開設	②避難所の開設 ③避難行動要支援者の安否確認	④福祉避難所の設置 ⑤避難所の運営・環境改善	⑥在宅避難者の状況確認 ⑦2次避難の実施判断 ⑧避難所の集約・閉鎖
6 災害医療、保健、福祉対応		①災害医療体制の確保	②保健医療福祉関係団体との連携	③災害ケースマネジメントの実施
7 備蓄物資、救援物資対応		①備蓄物資の配布、救援物資の要請	②物資ニーズ等の確認 ③庁内体制の構築・改善	④輸送拠点の運営等 ⑤民間事業者との連携強化
8 災害廃棄物対応		①施設被害等の把握 ②庁内外での実施体制の構築	③生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理 ④仮置場の設置・運営	⑤公費解体・廃棄物処理体制の整備
9 生活再建支援			①被害認定調査の実施計画策定、実施	②罹災証明書交付、被災者台帳作成、各種被災者支援の体制構築
10 すまい対策			①住家被害状況の把握	②住宅再建の支援（応急修理、仮設住宅、公費解体等）
11 インフラ応急対応		①インフラ・ライフライン被害の把握 ②庁舎、病院、避難所等重要施設への臨時供給		③被災エリアの応急復旧
12 学校教育等対応			①学校園等の被害の把握	②学校教育の再開
13 産業復興支援（地域福祉サービス含む）			①農林水産業、中小企業等の被害の把握 ②訪問介護・保育サービス等の被害の把握	③農林水産業、中小企業等の復興支援 ④地域福祉サービスの再開支援
14 ボランティア、民間支援団体との連携			①ボランティアセンターの設置・運営支援 ②NGO/NPOとの連携	③民間支援団体との連携強化
15 広報広聴		①首長メッセージの発信 ②記者会見の定期開催	③広報広聴体制の構築・強化	

※警戒期に、協定先企業・関係機関との連絡体制、庁内の準備状況等を、適宜確認

※災害発生後の各フェーズは目安であり、災害規模や種別等により、適宜さらに早期に判断・指示

市町村長による災害応急対応のポイント（詳細）

8. 災害廃棄物対応

警戒期（豪雨など）	—
<p>災害の発生初期 （1～2日程度）</p> <p>①施設被害等の把握</p> <p>②庁内外での 実施体制の構築</p> <p>③生活ごみ・避難所ご み・し尿の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設等の被害、ごみの収集運搬サービスの支障等を確認。支障のある場合には、住民生活への影響を確認。 ・都道府県環境部署、民間事業者、地方環境事務所等との連携ができているか確認。不足と判断される場合には、連携強化を指示。 ・生活ごみ、避難所等から排出される避難所ごみ、し尿の収集運搬体制・処理体制が確保されているか確認。支障がある場合には、都道府県への支援要請を指示。
<p>応急期 （3～7日程度）</p> <p>④仮置場の設置・運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物仮置場の確保ができていないか、適切に運営されているかを確認（広さ・分別は適切か、周辺の道路渋滞は生じていないかなど）、民間事業者等への業務委託により適切な管理・運営体制が確保されているかを確認。支障がある場合には、都道府県・地方環境事務所等と相談し改善を指示。 ・継続的に、仮置場の逼迫状況、分別状況等を確認。必要のある場合は、仮置場の追加設置や都道府県への支援要請を指示。
<p>応急期 （1週～1月程度）</p> <p>⑤公費解体・廃棄物処理 体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公費解体が行われる場合、推計される解体対象棟数に対する体制（解体工事、廃棄物処理）の確保を指示。

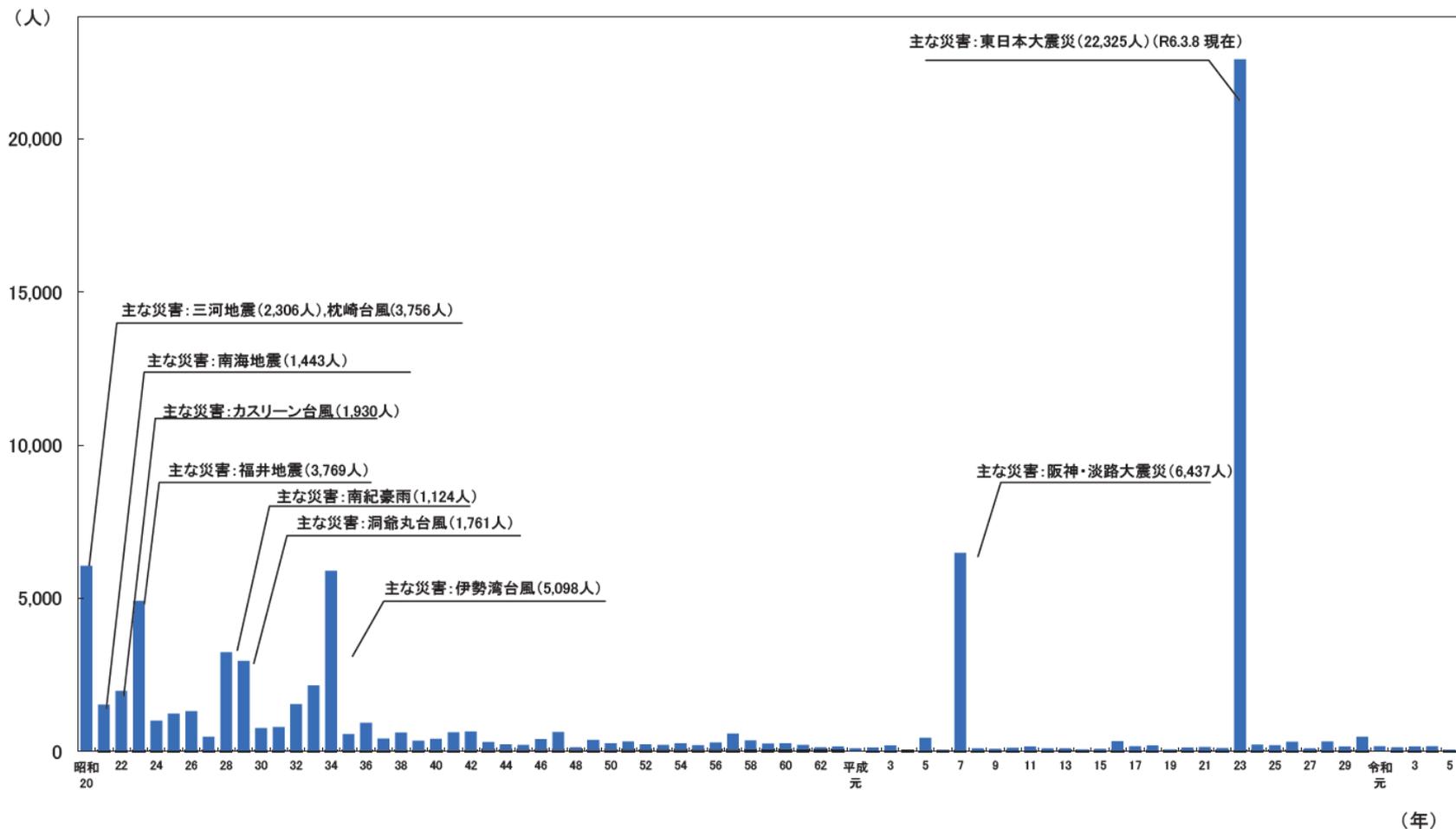
参 考

主な災害対策関係法律の類型別整理表

出典：令和6年版防災白書

類型	予防	応急	復旧・復興
地震 津波	災害対策基本法		
	・大規模地震対策特別措置法	・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 ・災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律	<全般的な救済援助措置> ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 ・自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業保険法 ・森林保険法 <災害税制関係> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法
	・津波対策の推進に関する法律		
	・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律		
	・海岸法		
・活動火山対策特別措置法	水防法		
風水害	・河川法 ・海岸法		
地滑り 崖崩れ 土石流	・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・宅地造成及び特定盛土等規制法		
豪雪	・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法		
原子力	・原子力災害対策特別措置法		・大規模災害からの復興に関する法律

戦後の自然災害における死者・行方不明者数の推移



注) 令和5年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値

出典: 昭和20年は主な災害による死者・行方不明者(理科年表による)。昭和21~27年は日本気象災害年報、昭和28年~37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

出典: 令和6年版防災白書

災害対策基本法の概要

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、
もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する理念・責務

- 災害対策の基本理念 – 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 – 防災に関する計画の作成・実施、相互協力 等
- 住民等の責務 – 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加 等

2. 防災に関する組織

– 総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急・特定）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画 – 計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策(避難指示等)の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準
- 広域避難、物資輸送の枠組み
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動 等)

令和3年7月1日からの大雨（熱海市における土石流災害）

被害の状況

○7月3日にかけて本州南岸に停滞した梅雨前線により、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、特に静岡県では複数の地点で72時間降水量が観測史上1位を更新するなど記録的な大雨となった。神奈川県平塚市では7月3日7時54分、市内の河川の水位上昇により浸水被害が起きている可能性があるとして、災害対策基本法改正後、初の緊急安全確保（警戒レベル5）を発表した。

○その後も、7月7日～8日にかけて中国地方、7月9日～10日にかけて九州南部を中心に大雨となった。

○気象庁は、7月10日5時30分に鹿児島県に、5時55分に宮崎県、6時10分に熊本県に大雨特別警報を発表し、鹿児島県3市2町、宮崎県1市、熊本県1市で緊急安全確保（警戒レベル5）を発令した。**【被害状況】** ※消防庁とりまとめ報第36報（令和4年3月25日17時00分現在）より

	人的被害			住家被害				
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
全国合計	27名	2名	12名	59棟	119棟	321棟	499棟	2,446棟
うち静岡県熱海市	27名	1名	4名	53棟	11棟	34棟		
うち島根県				3棟	26棟	86棟	81棟	611棟
うち広島県					78棟	155棟	98棟	512棟
うち鹿児島県						3棟	64棟	182棟



静岡県熱海市の土石流被害の状況
撮影：静岡県防災航空隊

消防機関の活動

○静岡県知事からの要請を受け、消防庁長官の指示により緊急消防援助隊が静岡県熱海市へ出動。

○緊急消防援助隊（1都9県から延べ2,097隊、7,961名が出動）は7月3日から26日までの24日間にわたり、県内応援隊、地元消防本部、消防団及び自衛隊、警察と連携して、捜索・救助活動を実施。期間中、消防・警察・自衛隊で49人を救助した。



土砂の中の捜索救助活動
撮影：長野県大隊



建物内の捜索救助活動
撮影：愛知県大隊



重機を使った捜索救助活動
撮影：長野県大隊



ドローンの活用
撮影：静岡県内応援隊

平成26年9月 御嶽山噴火災害

被害の状況

※消防庁被害報第40報（平成27年11月6日17時00分現在）

- 平成26年9月27日11時52分、長野県御嶽山で大規模な噴火が発生
- 人的被害：死者58名、負傷者69名、行方不明者5名

消防機関の活動

- 緊急消防援助隊・長野県内応援消防本部・警察・自衛隊・DMAT等が、地元消防本部及び消防団と連携し、御嶽山山頂付近などで救助活動を展開
- 消防機関による救助・搬送者数：86名(9月27日～10月16日)



ロープを使用した3倍力による救助活動

緊急消防援助隊の活動

1 出動状況

- 発災後、長野県知事の要請を受け、直ちに1都3県(東京都、愛知県、静岡県、山梨県)から緊急消防援助隊が出動。その後、捜索活動の体制強化を図るため、新たに2県(富山県、岐阜県)に出動を要請
- 9/27～10/17(21日間):延べ1,049隊、4,332名が活動

	緊急消防援助隊	長野県			岐阜県			合計
		木曾広域消防本部	県内応援消防本部	消防団	下呂市消防本部	県内応援消防本部	消防団	
活動人員数ピーク時(9月28日)	約210名	約60名	約100名	約70名	約10名	約10名	約10名	約470名
活動延べ人員数	約4,330名	約2,865名			約45名			約7,240名



火山性ガスを検知する救助隊

2 活動状況

- 山頂付近などで救助・検索及び搬送活動
- 削岩機、ハンマードリル、スコップ等の救助資機材による救助活動
- 東京消防庁ヘリによる情報収集活動

3 安全管理

- 火山ガス検知器や防毒マスク等を活用し、隊員の安全管理を実施
- 気象庁からの火山性微動や降雨等の情報は、逐次隊員へ連絡
- 火山灰が堆積した急峻な山道での活動による事故を防ぐため、自衛隊ヘリにより救助隊を輸送



自衛隊大型ヘリ(CH-47)による救助隊の輸送

特徴的な活動

- 標高3,000メートルの急峻な場所で、粘土質化した火山灰等で足場が悪い上、火山性微動や火山ガス、降雨の影響で幾度となく活動の中断を余儀なくされる等、体力的にも精神的にも過酷な環境下での活動
- 火山ガス検知器や防毒マスク等を活用するとともに、気象庁から火山活動に係る重要情報の伝達、自衛隊ヘリによる部隊輸送等を行い、隊員の安全管理を徹底した活動